

安房郡市広域市町村圏事務組合 広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書
 前回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者見解

資料 4

| No. | 項目 | 細目 | 質疑・意見の概要 | 事業者の見解 | 備考 |
|-----|------|-----------------|--|--|----|
| 1 | 事業計画 | 対象事業実施区域の位置について | 施設の設置に当たり生じる可能性のある環境影響があると思うが、用地選定に当たり回避した環境影響など考慮した事項はあるか。 | (前回委員会での回答) 集落からの距離、風向き等を考慮し、周辺住民への影響が比較的少ない場所を計画地として選定しました。 | |
| | | | | (前回委員会での回答の追加回答) 今回の対象事業実施区域周辺の菅田の滝について、河川(瀬戸川)の主たる水源であることから、本計画においてはその下流とすることで影響がないように配慮をしています。 | |
| 2 | 事業計画 | 構成市町の範囲について | 鴨川市の東端から対象事業実施区域までの運搬距離はどのくらいか。 | (前回委員会での回答) 対象事業実施区域と鴨川との運搬距離は40km弱となっています。新施設では、構成市町内に中継施設を設置し、そこでごみの積み替えを行い、対象事業実施区域へのごみ搬入車両台数を低減させる計画です。 | |
| 3 | 事業計画 | 熱回収施設の処理方式について | 熱回収施設の炉を、ストーカ炉又はシャフト炉としているが、ストーカ炉、シャフト炉以外の方式について、検討は行ったのか。 | (前回委員会での回答) 平成23年度に炉の検討を実施し、ストーカ炉及びシャフト炉以外の複数ある方式からストーカ炉とシャフト炉の2つの方式まで絞り込んでおります。2つのうちどちらを採用するのかは平成26年度中に決定する予定です。 | |
| | | | | (前回委員会での回答の追加回答) 炉の方式決定は、平成26年度中を目標として、検討を進めております。 | |
| 4 | 事業計画 | 熱回収施設の処理方式について | (その後に寄せられた質疑・意見) 準備書までに、炉の形式を確定し、その上で環境影響の予測・評価をなされたい。そのために、委員会に対して、概ねいつまでに炉の形式が決定されるのか、今後のスケジュールを具体的に明示されたい。 | (その後に寄せられた質疑・意見の回答) 準備書までに炉の方式を確定し、環境影響の予測・評価をいたします。また、炉の方式決定は、平成26年度中を目標としております。 | |
| 5 | 事業計画 | 煙突排出ガスの諸元について | 煙突排出ガスのガス量などの情報は、炉の方式が決定しなければ把握できないと考えるが、方法書段階ではどのように対応しているのか。 | (前回委員会での回答) 方法書では、「安房郡市広域市町村圏事務組合 ごみ処理施設基本構想」(平成24年3月)におけるストーカ炉及びシャフト炉の2方式を踏まえた煙突排出ガスの諸元としています。 | |

| No. | 項目 | 細目 | 質疑・意見の概要 | 事業者の見解 | 備考 |
|-----|------|----------------|--|---|----|
| 6 | 事業計画 | 煙突排出ガスの諸元について | 資料 5、8 ページ、表 3 中の排ガス量に「約」が付いているが、今後、使用せずに表現できるのか。 | (前回委員会での回答) 準備書では炉の方式を確定させ、より正確な煙突排出ガス量を示したいと考えています。 | |
| 7 | 事業計画 | 最終処分場の埋立期間について | 最終処分場の埋立期間は何年なのか。 | (前回委員会での回答) 最終処分場の埋立期間は、熱回収施設の事業期間に合わせて 20 年間の計画としています。 | |
| | | | | (前回委員会での回答の追加回答) 最終処分場の埋立期間は、ごみ処理基本計画の期間、施設の耐久性等を考慮し、20 年間の計画としています。 | |
| 8 | 事業計画 | 最終処分場の埋立期間について | (その後に寄せられた質疑・意見) 最終処分場について、埋立期間を 20 年とした根拠を方法書の事業計画に明示されたい。近年は、可能な限り 3R を進め、処分場を長く使用し、新規処分場の立地を減らし、環境への影響を低減するべきであるからである。 | (その後に寄せられた質疑・意見の回答) 事業期間については、50 年間を考えておりますが、施設の耐久性や老朽化、ごみ処理基本計画等におけるごみ量の想定が可能と考える期間を考慮し、併せて、本事業においては、排出される浸出水を併設する熱回収施設にて処理する予定としていることから、熱回収施設の基幹改修が必要となる稼働後 15~20 年での改修時期をふまえ、20 年間として計画しています。 | |
| 9 | 事業計画 | 最終処分場の埋立期間について | 最終処分場の埋立後について、安定化を進めるための対応について、準備書で具体的な記載がなされるのか。 | (前回委員会での回答) 覆蓋式最終処分場の採用に当たり、安定化については水の噴霧等を考えており、準備書でお示しさせて頂きたいと考えています。 | |
| 10 | 事業計画 | 最終処分場の埋立期間について | 覆蓋式最終処分場の浸出水処理を熱回収施設で行う計画だが、安定化までのどの程度の期間を想定しているか。 | (前回委員会での回答) 現時点では、将来の詳細な計画については、未確定です。炉の方式の選定結果を踏まえ、準備書でお示しさせて頂きたいと考えています。 | |
| 11 | 事業計画 | 最終処分場の施設について | 最終処分場について、サンドイッチ方式とし、埋立地のごみピット部を厚さ 50cm のコンクリートで囲った遮蔽型最終処分場とするのは、過度の処置ではないか。 | (前回委員会での回答) 本事業で整備する最終処分場は、遮断型最終処分場でなく、管理型最終処分場を計画しております。埋立地の遮水工は「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領」に従い、二重遮水構造とします。 | |
| | | | | (前回委員会での回答の追加回答) 方法書では基本構想に基づき、埋立地の貯留構造物を厚さ 50cm のコンクリートとしておりますが、現在実施中の地質調査及び最終処分場の基本設計成果を踏まえ、貯留構造物及び遮水工の詳細を準備書に記載いたします。 | |

| No. | 項目 | 細目 | 質疑・意見の概要 | 事業者の見解 | 備考 |
|-----|----------|--------------------|---|--|----|
| 12 | 事業計画 | 処理物の資源化について | スラグの資源化ができずに、敷地内で山積みとされることはないか。 | (前回委員会での回答) 事業者（プラントメーカー）によってスラグの資源化の程度が異なりますが、スラグの資源化を特に問題なく実施できている事業者はあり、資源化は可能と考えています。 | |
| | | | | (前回委員会での回答の追加回答) 高品質なスラグやメタルを回収・生成することができるプラントメーカーも存在しており、その場合、全量資源化が可能です。本事業の事業範囲に、スラグの資源化業務も含めることにより、プラントメーカーの資源化ノウハウを活用することも可能と考えます。 | |
| 13 | 事業計画 | 処理物の資源化について | 方法書 2-17～2-20 ページによると、現状の既存施設でプラスチックを資源化している自治体がある。新施設においてプラスチックは資源化しないのか。 | (前回委員会での回答) 新施設の整備後は、その他プラスチックについては、焼却する方針で計画を進めています。 | |
| 14 | 事業計画 | 既存ごみ処理施設の跡地の利用について | (その後に寄せられた質疑・意見) 本件環境影響評価の枠外の問題であるが、現存の館山、鴨川、南房総・鋸南の各ごみ処理施設の跡地を引き続きごみ処理関連事業に有効利用する計画はあるのか、見通しについてうかがいたい。 | (その後に寄せられた質疑・意見の回答) 鋸南地区環境衛生組合の大谷クリーンセンターについては、本施設へのごみ搬入の中継施設として、有効利用する計画です。その他の施設については未定です。 | |
| 15 | 周辺の概況 | 周辺民家の状況について | 対象事業実施区域周辺の民家の状況が知りたい。 | (前回委員会での回答) 対象事業実施区域の北側には大貫地区、南側には畑地区、東側には南朝夷地区、西側には古茂口地区が分布しています。 | |
| 16 | 環境影響評価項目 | 環境影響評価項目の選定について | 今回の事業において、資料 5、11 ページに示されている活動要素の区分“工作物の撤去又は廃棄”にあたる大きな工作物はあるのか。 | (前回委員会での回答) 本事業の雨水調整池堤体等の改変区域内に、安房グリーンライン沿いの法面や三面張りの水路が存在し、それらの撤去及び廃棄の影響を想定しています。 | |

| No. | 項目 | 細目 | 質疑・意見の概要 | 事業者の見解 | 備考 |
|-----|--------------|-----------------------------|---|---|----|
| 17 | 環境影響 評価項目 | 環境影響 評価項目 の選定に ついて | 施設からの排水が、河川に大きな影響を及ぼした場合、海にまで影響が及ぶと考えるが、その影響を確認できる仕組みはあるのか。 | <p>(前回委員会での回答)</p> <p>本事業ではプラント排水及び浸出水処理水を河川に放流しない計画です。</p> <p>また、本事業では工事中の濁水等の影響が想定されますが、工事排水対策として仮設の調整池を設置し、影響の低減に努めます。工事排水の影響の確認については、工事中における下流河川での水質等のモニタリングなどの手法が考えられます。</p> <p>工事中における下流河川での水質等のモニタリング計画については、準備書でお示しさせて頂きたいと考えています。</p> | |
| | | | | <p>(前回委員会での回答の追加回答)</p> <p>工事中の排水対策及び下流河川での水質等のモニタリング計画については、詳細を検討し、準備書に記載します。</p> <p>供用時において、ごみ処理施設からのプラント排水及び最終処分場からの浸出水処理水は下流河川に放流しません。浸出水漏洩等、事故発生に備えたモニタリング及び事故発生時の対応については、詳細を検討し、準備書に記載します。</p> | |
| 18 | 大気質 | 粉じんの 予測につ いて | <p>(その後に寄せられた質疑・意見)</p> <p>造成工事に伴う粉じんの予測および評価に「道路環境影響評価の技術手法（平成24年版）」を参考としているが、沿道拡散の予測式を用いるのか？「面整備事業環境影響評価技術マニュアル（平成11年）」の内容をふまえた式なのか？確認されたい。</p> | <p>(その後に寄せられた質疑・意見の回答)</p> <p>粉じんの予測は浮遊粒子状物質などの沿道拡散の予測式ではなく、建設機械の稼働に伴う粉じん等（降下ばいじん）の予測式を用います。</p> <p>「道路環境影響評価の技術手法（平成24年版）」における建設機械の稼働に伴う粉じん等（降下ばいじん）の予測式は、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル（平成11年）」と同一の予測式となります。</p> <p>なお、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年版）」においては、降下ばいじんの予測式に係る工種及び係数等が最新のものに更新されています。</p> | |

| No. | 項目 | 細目 | 質疑・意見の概要 | 事業者の見解 | 備考 |
|-----|-----|----------------|--|--|----|
| 19 | 大気質 | 粉じんの評価について | (その後に寄せられた質疑・意見) 方法書 p. 5-15 の St. 1 について、「測定結果と予測結果を比較して評価」とは、どのように判定するのか？ | (その後に寄せられた質疑・意見の回答) St. 1 の周辺に住居が存在することから、「建設機械の稼働に伴う降下ばいじんにおける参考値：10t/km ² /月」とともに、千葉県内の住居系用途地域（住居専用地域、住居地域及び準住居地域）及び用途地域の無指定地域における粉じん（降下ばいじん量）の測定結果（平成 24 年度 平均値 3.8t/km ² /月、最大値 7.7t/km ² /月）を参考として、予測結果との比較を行い、工事中の影響の程度について、評価します。 | |
| 20 | 悪臭 | 調査方法について | 資料 5、28 ページ、表 16(1)内の臭気指数と特定悪臭物質濃度の調査方法が反対となっている。 | (前回委員会での回答) ご指摘の通りです。 修正いたします。 | |
| 21 | 悪臭 | 既存施設における調査について | (その後に寄せられた質疑・意見) 2/20 の資料 5、p. 28、表 16(1)調査地点中、括弧書きで既存の焼却施設で測定とあるが、これは一般環境大気 4 地点・事業区域 1 地点に加えて、既存の焼却施設等でも調査するということか？ なぜ括弧書きなのか？ | (その後に寄せられた質疑・意見の回答) 一般環境大気 4 地点・事業区域 1 地点に加えて、既存の焼却施設等でも調査又は既存調査の活用を計画しています。 2/20 の資料 5 では、図 13 に地点を示していないため、括弧書きとしました。 | |

| No. | 項目 | 細目 | 質疑・意見の概要 | 事業者の見解 | 備考 | | | | | | | | | |
|---------------|----------------|----------------|--|---|------|---------|----------|---------------|-------------|------------|---------------|----------------|----------------|--|
| 22 | 悪臭 | 既存施設における調査について | <p>(その後に寄せられた質疑・意見)</p> <p>既存の焼却施設等としてどの施設(地域/焼却施設か、最終処分場か)を対象とするのか、及びその選定理由を明らかにするとともに、敷地境界と排出口について何地点を調査するのか明確にされたい。</p> | <p>(その後に寄せられた質疑・意見の回答)</p> <p>既存の焼却施設等として、既存の焼却施設及び最終処分場を対象とします。</p> <p>既存の焼却施設については、ごみ質が類似している構成市町の既存焼却施設を対象とします。構成市町の1既存焼却施設において、敷地境界及び排出口(煙道)の各1地点で調査が実施されていることから、その結果を活用します。</p> <p>既存の最終処分場については、炉の方式及び埋立物の決定を踏まえ、埋立物が類似した最終処分場を対象とします。</p> <p>構成市町の既存の最終処分場では、臭気の測定結果がないことから、構成市町外も対象に含めて既存調査結果の活用又は埋立地近傍1地点程度の現地調査を検討しています。</p> <p>表 既存焼却施設(大谷クリーンセンター)の臭気測定結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定場所</th> <th>平成26年5月</th> <th>平成26年11月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>煙突 (気体排出口)</td> <td>25 (320)</td> <td>19 (79)</td> </tr> <tr> <td>敷地境界 (風下側)</td> <td>10未満 (10未満)</td> <td>10未満 (10未満)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上段は臭気指数を、下段()内は臭気濃度を示しています。</p> | 測定場所 | 平成26年5月 | 平成26年11月 | 煙突 (気体排出口) | 25 (320) | 19 (79) | 敷地境界 (風下側) | 10未満 (10未満) | 10未満 (10未満) | |
| 測定場所 | 平成26年5月 | 平成26年11月 | | | | | | | | | | | | |
| 煙突 (気体排出口) | 25 (320) | 19 (79) | | | | | | | | | | | | |
| 敷地境界 (風下側) | 10未満 (10未満) | 10未満 (10未満) | | | | | | | | | | | | |
| 23 | 悪臭 | 既存施設における調査について | <p>(その後に寄せられた質疑・意見)</p> <p>予測評価に当たっては、組合構成市町村の既存施設の臭気の測定結果を既存資料として活用すること(それら既存施設の臭気測定結果を準備書では資料等に添付すること)。</p> | <p>(その後に寄せられた質疑・意見の回答)</p> <p>予測評価に当たっては、組合構成市町村の既存施設の臭気の測定結果を既存資料として活用します。</p> <p>活用した測定結果は、資料等に掲載します。</p> | | | | | | | | | | |
| 24 | 悪臭 | 調査時期について | <p>(その後に寄せられた質疑・意見)</p> <p>夏・冬に各1回とあるが、冬については、逆転層が生成されたような悪臭の最も感じられる天候を選んで調査を実施すること。</p> | <p>(その後に寄せられた質疑・意見の回答)</p> <p>冬季については、逆転層が発生しやすい日として、夜間晴天で低温となった日の翌早朝での調査に努めます。</p> | | | | | | | | | | |